

令和5年度 第3回松戸市成年後見制度利用促進協議会

日時: 令和5年9月26日(火) 午後1時30分～

場所: 松戸市役所 新館7階大会議室

○出席委員

萩原委員(会長) 佐藤委員 四ノ宮委員 蒲田委員 児玉委員

○オブザーバー

オブザーバー(2名)

○事務局出席者

地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課 障害福祉課

○傍聴者 3名

【1 開会・福祉長寿部長挨拶】

【2 傍聴者の報告】

【3 議題1. 相談場面における課題について】

○会長

それでは議事に入りたいと思います。議題の一番、相談場面における課題について松戸市の成年後見相談室として活動されておりますNPO法人成年後見センターしぐなるあいずより説明をお願いいたします。

○委員

松戸市成年後見相談室の委託事業として、私どもが受託をしております。相談業務についての令和5年度の活動報告をさせていただきます。統計は7月末までの分ということでご了解くださいませ。令和5年4月から7月末までの集計ということになります。

相談が増加する時期については、4月から7月までの間、相談が増加した期間というのはどうしてかと言いますと、広報まつどで、相談案内が掲載されているということが、その週はどうも増えるという傾向があるようでございます。

ということで、まずはどんなことかと申し上げますと、まず相談者へ相談支援対応は誰がどうふうになっているかと申し上げますと、二名の社会福祉士が対応しております。担当の社会福祉士が

訪問相談支援や来所相談支援に対応している場合は、法人の他の職員が応援して、電話相談支援の担当をしています。

この後見相談室は基本的には電話相談をしているわけですが、電話の内容を聞いてみますと、電話相談では応じられない、やっぱり顔を見ながらお話をしなければいけない場合もありますので、来所もあるということになります。

相談者の内容でございますが、相談者数は136件です。相談形態は電話が原則ですので、109件ということになり、メールで2件、訪問で1件、来所が24件ということで、来所がそれなりに多いということは言わざるをえないというふうに思います。合計が178件ということになります。

このように電話による助言にとどまらず訪問依頼者も多いということでありまして、来所は相談者自ら来所の相談を希望する場合と、相談者である本人やその他の包括の方々、ないしは支援者ですかね、そういう人たちとの電話相談の中で、直接面談の必要性があると判断した場合、来所による相談対応を行うわけです。

しかし相談者の体調その他の理由により、来所が困難なケースもございまして、そのような場合は調整をして、訪問をするというところまでしております。来所、訪問の割合は17%を超えるということが言われています。

訪問や来所の場合は、1件にかかる時間が増えるため、どうしても事務所内の他の職員、二名の社会福祉士と言うことになっておりますけれども、それだけではとどまらず、他の職員の協力がどうしても不可欠となり、それを対応しているということになっております。

相談者でございますけれども、本人が16名、親が15名、お子さんが23名、配偶者、夫や妻が6名、その他の親族は23名、隣人知人が5名、ケアマネの方が10名、医療機関、相談員の方や看護師さんの方ですね、が8名、市社協から1名、基幹相談センターが4名、地域包括センター13名、その他が11名、親族後見人は1名となっております。

相談内容ですけれども、成年後見制度の概要が圧倒的に多くて63件ございます。次に、任意後見制度が11件。後見制度開始の申し立て方法や、利用したいということで、もう一つはどうしたらいいのかという相談が54件ございまして結構多いということです。福祉や保険サービスについての相談が3件。日常的な金銭管理についての悩みが4件。今後の生活設計についてが11件。

遺産相続とか遺産分割が1件。その他が27件。不動産処分の相談が4件ということでございます。

親族後見人の相談についての内容ですが、高齢、体調不良で後見人を辞めたいけれども、どうしたらやめられるだろうかというようなご相談だったと聞いております。

法律相談遺産分割なども含めてですが、法律相談については、この松戸市成年後見相談室では、お受けすることができません。権限的にもできませんので、その場合にどうするかというのは、まだ体制も整っておりませんので、基本的にこの相談室では、弁護士、お知り合いの弁護士さんにご相談してくださいということもありますけれども、そういう方がいらっしゃらない場合には弁護士会や法テラスなどを案内しております。

基本的にどのようなケースについて弁護士会や法テラスなどに行った方がよろしいというアドバイスをしてるかと言いますと、債務整理、任意後見が事実上必要とされているケース、不動産処分、

その他と書いてますがこれは遺産分割などですね、そういうふうなものについてということになっております。

統計を出しておりますけどこれを参考にいただければ幸いです。以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。議題 1 に関連しては事前に事務局から委員の皆様にご意見を伺っていることなので、この点について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

委員の皆様には本日机上に配布をさせていただきました参考資料 2 をご覧いただければと思います。ただいま委員の方からも、相談室の概要だったり状況をお話いただきましたが、他にも一次相談窓口を担っていらっしゃる各機関の方々に対して、事前確認票を送付させていただきました、相談場面で生じている課題について、事前にいくつか挙げていただきました。

それをまとめたものが参考資料 2 となります。簡単に内容のご説明をさせていただきます。まず 1 つ目ですが、助成制度を利用しない方に対して、制度の必要性を理解していただくように、時間が要すること。法律的な相談があった際は無料の弁護士相談等を紹介していること、成年後見制度用の診断書を作成してくださる医療機関の情報があると良いというご意見をいただきました。

二つ目は、申立て費用や助成制度のあり方に関するご意見を頂戴しております。三つ目は、支援者間には成年後見制度の利用が望ましいと考えているケースでも、本人が理解できないために、制度利用に繋がらないケースが多いとのご意見。四つ目は日常生活自立支援事業の利用者について、後見人等にどのような情報を引き継げばいいのか判断に迷うことがあるとのご意見をいただきました。参考資料については以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。議題 1 について皆さんから意見をいただく前に 1 点、ちょっと家庭裁判所の方にお伺いできればと思うのですが、先ほど委員の方から報告があったところでは、親族後見人から相談室への相談っていうのは 1 件にとどまるという話でしたが、令和 5 年の 2 月から裁判所の方にはですね、親族後見人の相談先としてこの成年後見相談室の周知をお願いすることでチラシを同封していただくということをお願いしております。

実際にその枚数とかがわかれば、どのくらい入れていただいたか、報告いただければと思うんですがいかがでしょうか。

○オブザーバー

2 月からこの運用を開始して今までの統計で 5 件です。内訳は監督中の方が 3 件で新規 2 件です。件数的に少ないかなと思ひまして、2 月以降の審判数などを調べてみたのですが、4 月の人事異動等があった関係で担当職員に少し周知が徹底していなかったということがわかってきまし

て、数件になりますけれども、送っていないものがあるというのが判明しましたので、今後リーフレットをお送りしたいと考えております。

リーフレットを送付する要件というのが、ご本人が住民票、居所ともに松戸市の方と聞いておられて、なおかつ親族後見人が選任されているという例なのですけれども、全体の件数からいきますと、意外と少ないかなというところですよ。

全体のうち、ご本人が居所、住民票ともに松戸市という方が今管理している中で 22%ぐらいなのですが、そのうち親族後見人が 15%ぐらいということになりまして、対象となる方は少ないかなというふうには思っております。今後職員に徹底し、選任後必ずお送りし、裁判官の指示がある場合や、専門職の方が辞められて、親族後見人だけになる場合もしくは親族後見人の方でちょっとご相談が必要かなと思われる事案については適宜送付するという取り扱いにはなっておりますので、どんどん活用させていただきたいと考えております。

○会長

はい。ありがとうございます。積極的に活用していただけるということでうれしく思います。他市の話を聞いてもですね、なかなかそこまでやっていただいているところはないのかなという気はして、この運用が続いていけばな、というふうに思っております。

それでは議題 1 について皆様の方からの意見とかご質問等を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっと私の方から、先ほどの事前アンケートの意見等の中に出てきてるんですけど、つなぎ先、特に法律に関わる相談のつなぎ先というところではどういったところを案内されているかっていうところではいくつか出てきたんですけども。

例えば今日出席されている中で一次相談機関の委員の方で、法律的な相談の時にどういった相談先を紹介するかかっていうものももしあれば、お聞かせいただければと思うんですがいかがでしょうか。

○委員

正直、職員ごとに対応はバラバラではあるんですけど、法律的な問題で絡みそうな相談者の方については、基本的に法テラスさんとかへおつなぎすることが多いような印象です。

○会長

ありがとうございます。皆さんの方で見聞きしてる感じだけでもいいんですが、実感として、こういった相談来たよとか紹介されてきましたみたいな形で受けることってあたりですか。専門職の側の方から、委員は紹介されてきましたとかっていう事例はありますか。

○委員

地域包括さんは多いかなと思います。地域包括に相談しに行ったらリーガルサポートを紹介され

て、リーガルサポートに電話をして、まず地区の担当のものに電話がかかってくるっていうのは、割と多いかなと思います。

○会長

ありがとうございました。相談先の一覧表としてチラシにも配布してあって財布のチラシの後ろ側にリーガルさんとか弁護士会とかいろいろ相談機関というがあるので、チラシを今後も活用していただくっていうところがまず一つあるのかなとは思いますがね。

弁護士会では、チラシの後ろに弁護士会の名前は載せておりますが、弁護士会の場合は特に後見相談という窓口ではなくて一般相談っていうところの枠組みでご案内しているので、その辺がちよっと違うところかなとは思いますが、当然、後見相談が受けられないという話ではないので、弁護士会の窓口はそういう体制にしているということになりますね。

しぐなるあいずさんの先ほどの報告の中で、件数的にはあまり法律問題とかっていうのは少ないという話だったかと思うんですけども。実際に窓口を紹介した後に、やっぱりしぐなるあいずに戻ってくるのか、あったりするんでしょうか。

○委員

件数として多くはないというふうに思いますけれども、ないわけではない。

つまり、法テラスに行って、法テラスで契約している、弁護士さんなどのところへ行って、でもしっくりしないというんでまた元に戻るというケースはあるというふうには聞いております。

○会長

そしてまた後見制度の専門職とかに、制度の部分で繋がったというところがあったとしても次の段階で今日の資料 2、事前意見のところ委員からも指摘がありますが、費用の部分がネックになるっていうようなところが、課題として感じるというふうに書かれてると思うんですが。

この費用の部分について、委員は実際に地域の相談でここがネックになるってことはやっぱり多かったりするんでしょうか。

○委員

はい。現状、費用が課題でうまく繋がらないとかっていうのは、ここ最近はないですね。

○会長

ありがとうございます。低所得とかであったり、結構助成が受けられたりっていうところがあるので、そういった助成の利用案内というところをつなげていくといったところである程度解決になるのかもしれませんが。あとは委員の方でも指摘がありましたように低所得じゃない方っていうのは、お金とかはあるんだけど、ご家族とかの相続財産減らしたくないと家族の思いがあったりとか、いろんなところが実際には申し立ての中での障害という形にはなっているのかなっていうふうにご意見いただい

ております。

あとはやっぱりどうしても無料相談とかって案内っていうところに繋がっていくことになるんですが、結局相談とか繋がってもですね、どうしても申し立てのハードル、裁判所の書類をそろえるっていうところの現実的な負担の部分と、費用を払って弁護士とか司法書士さんの方とかの、助言とかを受けると、そういったところになってくると、結構ためらっちゃうっていうところがあるのかなと。どうしてもこれらは制度上のものなので、解決はなかなか難しい課題なのかなっていうふうには感じております。

例えば相談、どこにつなげるかって話にちょっと戻りますけれども。この部分については事務局側からですね、何かございますでしょうか。

○事務局

ご報告を含めてちょっと一つご提案をさせていただきたいと思っております。お手元に参考資料の1をご準備いただければと思います。

こちら今年度から開催しております成年後見制度地域巡回講演会個別相談会の開催状況のご報告となっております。こちらを含めまして本市としては法的な相談があった際の相談先の一つとして、こちらの個別相談会をご案内させていただければと思います。

実際に5月から開始をして、8月末までに開催した講演会の状況なんですけれども、こちらのテーマ、講師、参加者数を記載しております。

当初なかなか参加者数が増えずに、集客方法等を悩んでおりましたが、周知先を市民の方から支援者へ広げたことにより、少しずつですが、参加者数が増えている現状でございます。

また個別相談会につきましては講演会と抱き合わせという形で、講演会終了後に、毎回4名の枠を設けておりますが、毎回定員に余裕があることが多い状態でございます。本市といたしましては、皆様にぜひこちらの個別相談会を活用していただきたいと考えております。

実際に一次相談窓口で相談に来た方が、法的な相談が必要であると判断した場合、ちょっと場所が市内のいろいろな会場にはなってしまうのですが、ご本人様ご自身でお越しいただけるような方に関しては、一次相談窓口で相談を受けた職員が地域包括ケア推進課に連絡をくだされば、その場で空き状況の確認だったり、場合によっては予約を取ることも可能であって、相談者にとっての負担が少なく、法律の相談ができるメリットがあるかと思っております。1回30分とありますけれども、無料で相談できる貴重な場であると認識しております。

ちょっとまた相談場面と少しずれてしまう部分であるんですけれども、実際にこちらの講演会個別相談会は今年度から開始したということもあり、まずは市内15ヶ所で開催してみようということでスタートしております。テーマに関しまして皆様からご意見をいただいた上で設定をさせていただき、抱き合わせで個別相談会も開催してみようということで行っているんですけれども、実際に半分終わらして、この点について、例えば開催方法だったり、こういった形の方がより市民の方が来やすいんじゃないかなどご意見がございましたら、いただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。事務局からも案内がありましたけれども、この講演会は相談というのはありますが市民への啓発というところでも重要な広報啓発という部分について役割を担っているのかなと思っております。

この個別相談会の運営方法とかですね、ご意見もしあればお聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。実際に講演会講師として参加いただいている委員の中で、感想でも結構ですので、何かあればいただければと思います。いかがでしょうか。

○委員

私の時は参加者が6名ということで、少なかつたんですけども、ああいう形でやられて、それからそのあとに個別面談をやるという形は、もう少し継続してやっていかれたらよろしいのかなと思っております。

それからちょっと話が戻っちゃって申し訳ないんですけども、先ほどしづなるあいずさんの方から説明がございましたけども、相談内容として、後見制度開始の申し立て方法というのが成年後見制度概要と並んでかなり多いですね。

私ども千葉県社会福祉士会で成年後見の相談っていうのは、電話相談を受けるという形になっていて、その時にやっぱり一つの課題といいますか、それはやっぱり申立支援なんですね。

私ども社会福祉士は申し立て支援、要するに有償で申し立てのいろいろお手伝いをするとかっていうことはできない、という形になってますので、そういう相談が来ると、ここから先は、リーガルさんや弁護士会さんの方にご相談になってくださいという形で。申し立ての手続きの流れだけの説明に終わってるのか、或いはこれから先何かつなげてるっていうことがあるのかどうか、相談室がどこまでその対応をされているのかっていうあたりを少し教えていただければと思います。

○委員

ありがとうございます。この相談室では「手続きはこうするんですよ」ぐらいまでしか言えない。この立場では申し立てのお手伝いしますよということではできない。契約もそうなりませんのでできませんので、具体的に申し立てをする場合には、弁護士さんをお願いされるとか、費用は心配であれば法テラスの方を通してやっていただくということしかないということ言ってるはずですよ。

その点は非常に厳しく指導しているところでございますので、相談している側からいくと、ちょっとその不満っていうか、消化不良っていうのは起こされてる可能性もないわけじゃないですね。

○委員

いただいている手引きの案でこの最後のところの、相談窓口という中に、いろいろ相談窓口があるんだけど、この中に申し立て手続きの支援というところに、千葉県社会福祉士会が入ったりすると、やっぱりこれ誤解になってね、何か手伝いしていくんじゃないかっていうことでパートナーの方に相談が来るなんてこともあるんです。

議論されてこういう形にされたのかどうかわかりませんが、ここの中で言うと、私どもは一番上の成年後見制度利用全体に関する相談というところに多分入るべきことなんで、ここをもう少し説明を書くなり、絞る形にされた方がよろしいような感じがします。

○会長

はい。ありがとうございました。手引きのところの今の委員の意見っていうのは非常に参考にすべきところかなというふうには思いました。

それで実際に相談者側っていうのはその辺の区別っていうのは特に意識せずにやっぱりどうしても来るので、そこで見ていったけど受けないっていうと不安にもやっぱり繋がりがかねないので。そうするとやっぱりもう面倒くさいなというふうに、せつかく勇気を出して相談しに行ったらできないと言われるとどうしても残念な気持ちになってしまうかなというのがあるので、なるべくそうならないように作るべきかなと思います。

○委員

権限の問題もありますので、相談する側からいくと、相談を受けてくれる側はみんな対応してくれるものだとも見えるじゃないですか。だけどやはり法律上の制限があるということは明確にした上で対応していかないと、却って相談者に被害を与えることもあり得るわけですよ。その点は明確にするべきだというふうに思います。

先ほどの手引きの中のことは、ご意見が出たことを踏まえて、明確に区別して書くべきだろうというふうに思います。ただ私がちょっと気にかかっているのが、社会福祉士の先生方も、事実上お手伝いをしてるということはあると思います。だからその点をどうとらえるかも議論をきちんとしておかないといけないんじゃないかと。

それは社会福祉士さんの側から言っても、ちょっといろいろ議論があるところじゃないでしょうか。だからここでも、中核機関としてどういう姿勢を貫いていくべきかっていうのは議論しなきゃいけないところだろうというふうに思います。

○会長

ありがとうございました。実際今回の手引きの話に入ってきたらうのかもしれませんが手引きの中で、支援する側で、ある程度その辺の区別みたいなところを共通の理解にしておかないと、勘違いしたまま支援を先につなげてしまったりするかと思いますので、今委員が言ったようなことっていうのは、協議会の中でも意識を統一してやっていくべきだろうというふうには思いました。

ちょっと議題1からそれちゃったんですけど、相談先どうするかっていうところの話ですとか、費用面どうするかというようなところがあるということが課題としては出てきたのかなというふうには思います。市の助成の話とかなくなってくるとこちらの方でどうこうって話ではないかもしれませんが、助成制度の運用のしやすさというところも、これは各市今この促進法に則っていろいろと動いていただいているかと思いますし、松戸市の方の助成制度というのは他市に比べると進んでる方かという認識はあ

りますけれども、一層使いやすいものになっていただければいいのかなと思っております。

あと、個別相談会とはリーガルさんの方も携わっていただいている委員、実際やっていたら運用の仕方とかご意見とかご感想でもありますでしょうか。

○委員

私は講師としては1回、あと相談員として2回参加させてもらったんですけども、印象としてはやっぱり無料の相談なので、差し迫って後見制度を利用しないといけない段階にあるという方というよりは、ニュースとかで気になって話聞きに来た人とか、あと今後、将来的にちょっと利用したいと聞けないかもしれないなという、差し迫った段階の人ではなくて、無料だからちょっと聞いてみようという方が多いのかなという印象はあります。

利用促進会議で需要の掘り起こしているのが一つのテーマになっていると思うんですけど、差し迫って利用しなければならない人に加えて、将来的に利用しないと聞けないかなって考えている人たちが、成年後見について具体的に知るきっかけになっていると感じています。

○会長

はい。ありがとうございます。講演会と相談会というのは、次年度以降も続けていく方針なのででしょうか。

○事務局

現時点では来年度以降も続けていきたいと考えておりますが、場所だったり、講演会と相談会の抱き合わせがいいのか、市役所で相談会を単体でやる方が来やすいのかとか、そのあたりは次年度に向けて皆さんのご意見をいただきながら、形を考えていきたいなと思っております。

参考資料 1、市民の声としてアンケートを抜粋させていただいたんですけども、希望するテーマ、ご要望というところを記載させていただいております。全体的にご感想としては「ためになった」だったり、「もっといろいろなことを聞いてみたい」というプラスの意見を多くいただいている状況でございます。来ていただいている方の傾向からいたしますと続けて出てくださいる方も中にはいらして、1回行くと次に聞いてみたいと思われる方が多いように感じております。

昨日も開催をしたんですけども、その中の一つの意見として、例えば弁護士さん司法書士さん社会福祉士さんって、士がつく方がいっぱいいるけれども、市民からしたらどの職種が何に特化しているのかっていうのはわからないので、相談したいって言っても誰に何を相談したらいいのかわからないので、ちょっと相談会まだいいですというご意見も聞かれました。

確かに私たちの立場に立ってみても、協議会にご参加いただいている三士会の先生方をはじめとして、他にも行政書士さんだったり税理士さん、社会保険労務士さんだったり士業の方が多くいらっしゃる中で、こういった問題が生じた場合に、どの方に相談したらいいのかっていうのは、市民の方々にとっても迷われる部分かと思っておりますので、私どもとしてもその辺り、より市民の方にわかりやすいように周知を図っていく必要があるのかなと感じております。

○会長

ありがとうございました。今日の議題としては相談における課題を整理しようということでやらせていただいております。今まで出た中でいうと、一番先に相談先、申立する時の法律的なところの相談先をどうするかって話が当初の予定としてはこの辺が課題になるかなと思ってましたけれども、ただ実際の実情を見ると法律的な相談があっただこにつなげばいいのか困るっていうところは件数的にはそんなに大きくないのかなと思います。

ただ、それに代わって今日も議論が出ましたけれども、今の事務局からの話もありましたが、専門職の役割、権限の範囲でできる・できないというところを、ある程度明確に区別しておいたほうがいいんじゃないかと、そういったようなところが、課題というか一つとして挙げたといったところ。これは永遠のテーマなんだと思いますけれども費用に関することですね、申し立てに関しての費用ですとか報酬、これ制度的なものでどうしようもない部分もあるんですが、その辺がどうしてもついて回っているよっていうところを改めて挙げさせていただければと思っています。

あとは松戸市の講演会相談会、啓発も兼ねてますので、次年度以降の実施という話がありましたのでこの運用ですね、これをどういうふうに活用していくかと、この辺りに整理できるのかなというふうに思いましたが、委員の皆さんいかがでしょうか。漏れがあったりとかこの辺も課題としてあるんじゃないかというのがあればご指摘いただければと思いますが。

○委員

費用がかかるから利用をためらう方が多いっていうことなんですけど、私が相談を受けたときに、司法書士だと書類作成支援なんですけど、相場感としては書類作成 1 件 10 万円前後っていうのがあって、ちょっと出せないなんていう時には裁判所の方で配布してる後見申し立ての手引きをお渡しして、頼まないと申し立てできない内容ではないですよっていうことはご案内はしてます。一般の方でも十分対応できる内容ですし、間違いがあっても、そこで却下されるような手続きではないってことも併せて説明して、実際私をご相談受けた方で自分でやってみるって言って自分で申し立てされた方もいらっしゃるんで、必ず士業に頼まないと申し立てできないわけではないっていうのとあと、裁判所が用意してる申し立ての手引きすごく一般の方向けに丁寧に記載されてると思うので、そこを活用できれば、もうちょっと市民の方が自分で申し立てっていうことのハードルが下がるんじゃないかなと思っています。

○会長

ありがとうございました。費用というのをある程度整理して説明し理解してもらう必要があるかなと思っていて、申し立てにかかる費用、専門職に依頼した場合の費用ですとか、そういったところの費用って一番大きいかもしれないんですけど、あとは専門職に依頼しないでもかかる費用、裁判所に申し立てにかかる費用、大きいところで例えば診断書取る費用とかですね、もしかしたら鑑定になるかもしれないところの鑑定費用ですとか、あまりないと思いますけど鑑定自体は、そういったものですか、実際後見人がついたあとにかかるランニングコスト、報酬ですかね、それは親族後

見じゃなく、親族後見人でも報酬請求はできるんですが、大まかには専門職、第三者がついたときの、報酬の部分がやっぱりどの辺りがネックになっているのかによって案内の仕方が違ってくるかなとは思っていますので、費用がかかるかっていう時にはその辺の整理をして説明、案内する必要があるのかなというふうに思います。

○委員

成年後見制度の利用促進の観点だけからいきますと、利用者から言ったら申し立てをしたいんだけども申し立てが大変というところが一番大きいんだと思うんですね。

先ほど別の委員がおっしゃったように、まず我々は自分でもできるんだよということはきちんと丁寧に教えてあげるといことは必要だろうと思うんですね。多くの方は、書くことに慣れてないので、精神的なハードルが高いですね。だからそうじゃないんだよっていうことを、丁寧に教えてあげなければいけないのでこれはまず我々がやるべき第一段階だろうというふうに思うんですね。

それでも、いろいろ面倒な事案などがある場合には、専門職の力を借りなければいけないにしても、まずは自分たちでできるのはどこまでかというあたりもきちんと説明してあげなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

実際にもっと支援が必要な人に対してどうするかということがまず大事ですが、そのために、法テラスの活用も考えなきゃいけないだろうし。法テラスが条件的に使えない方については、弁護士会などがあるところをやはりきちんと徹底に説明しなきゃいけないだろうというふうに思います。

本当に大切なことだと改めて思いました。

やっぱりどうしても後見制度を利用すると裁判所への書類提出っていうのがあって、そこだけでも戻込みしてしまう方もやっぱりいるので、その辺がちゃんと書式がこうなっていると、丁寧に記入例も書いてあったりするんで、そういうものを見せて説明して、というのはファーストステップとして重要だっていうところが意見だったかと思えます。

そうしましたら議題 1 に関連してですけれども他に何か全体的でも感想でも構いませんけれども、ありますでしょうか。

○委員

松戸市としては成年後見相談室を設置してやってらっしゃるということですがそれだけではなく、できるだけ多くの窓口を、相談窓口を設置しているんだよということを市民の方々にお伝えしなければいけないと思うんですね。やはりこの制度を利用するには、必要性とかどういう場合に利用するのかということを啓発していくことも重要なんですけれども、相談活動を徹底していくことは一番重要な気がするんです。

そうすると窓口を多く作っていくということと同時に、相談する側の力量を育てていくということが非常に重要だと思えますよ。

しがるあいずの社会福祉士さんは、手前みそで申し訳ないですけど非常に優秀な社会福祉士たちなので、自分たちの権限の限度も知っているのでもいいのですけれども、包括だとかそういうとこ

ろでも、やはり広く一次相談機関というふうと言われるように、広く相談ができるような体制を整えるということと同時に、先ほど講演会と相談会も設けているということをおっしゃってましたけれども、私は前回も言いましたけどこのテーマ設定についてはもっと工夫していくべきだろうというふうに思います。相談会っていうのは、そこに集まっている市民の方が抱えているものであれば、やっぱり気楽に対応してあげられるような体制というのが必要だろうというふうに思うんです。

もう一つ必要なのは、やはり無償でやってもらうのが当たり前というこの感覚は、これはやっぱり克服してもらわなければならない、一定の事を利用するのであれば、それなりに費用を払っていかなくちゃいけない、費用がない場合にはやはり法テラスを使っていただくということや、助成金を使えないかとか、そういう知識をもっと市民の方にわかってもらって、一次相談機関では対処できない相談はもちろん二次相談機関である松戸市成年後見相談室に回されても結構ですし、ここで対応できない法律問題は専門職である弁護士さんか司法書士さんに回すというような、その流れをきちっと関係者が知っていくということが重要ではないかというふうに改めて思いました。

○会長

ありがとうございました。今の話にも繋がっていくかと思います。手引きですね、一次相談機関のレベルアップっていうものを含めて手引きの活用というところになっていくかと思いますので、この流れで議題2に移りたいと思います。

支援者向けの手引きの見直しについて事務局より説明をお願いしますでしょうか。

【3 議題2.「支援者向け手引き」の見直しについて】

○事務局

それではお手元の資料、支援者向け成年後見制度活用に向けた手引きをご用意ください。こちらにつきましては、前回の第2回協議会において、改訂の際の追記事項等につきまして、皆様からご意見を頂戴いたしました。追記や修正をした箇所をご説明をさせていただきます。

まず2ページをご覧ください。今までの手引きには、手続きの流れを記載しておりませんでした。後見人等が選任されるまでの大まかな流れを見える化することにより、先の見通しが立てやすくなることが期待されます。

次、5ページの下部をご覧ください。支援者が成年後見制度を正しく理解することが重要で、本手引き作成の目的でもあることから、成年後見人等の権限の例を新たに記載しております。

関連した項目といたしまして、7ページに移ります。黄色の訂正がございまして、第2回協議会の委員の皆様からご意見として頂戴した部分になりますけれども、後見人が行う事実行為についての記載をさせていただきました。

本来であれば事実行為は後見人等の職務ではないですけれども、職務範囲外のことであっても、本人のために誰かがやらなくてはいけないことがあり、それは後見人等に限らず、他の支援者でも起こり得る場面ですので、お互いの職務を理解した上で、チームとして、ご本人様を支援していく必要があることを明記しております。

順番が前後してしまいますが、同じ 7 ページ、後見人等が選任された後についてということで、後見人等への連絡方法や情報伝達のポイントを記載しております。

後見人さんに何を伝えたらいいかというポイントだったり、あとケース会議を開催することが望ましいけれども誰が開催するのかというところで、一番望ましいのは本人に一番近い福祉職の方が、周りの方々に声をかけてケース会議を開催することという記載に変えさせていただいております。次に 8 ページ、9 ページに移りまして、こちらにつきましては、先ほどから話題にも出ておりますけれども、申立て費用助成利用時のチェックリスト、支援者向けのご案内を最新のものに更新しております。

相談窓口一覧は大きく変更はしておりませんが、一番下に申し立て手引きのご案内として、先ほど委員からもご案内あったように、千葉家庭裁判所のサイトにあります手引き、あと本人情報シート、福祉職の方は本人情報シートを作成する場面もございますので、その手引きのご案内として、QR コードを記載しております。

皆様から改めて本日もご意見を頂戴した後に、改訂をいたしまして、改めて一次相談窓口の職員を中心に周知して参ります。

また、以前からお伝えをしております通り、本手引きを使った一次相談窓口の方向けの研修会を来年 1 月 19 日に開催することとなりましたので、あわせてご報告させていただきます。以上です。

○会長

ありがとうございました。そうしましたらこの手引きについてのご意見等を賜ればと思います。事前に今回の協議会にあたって委員の方から意見をいただいております。いかがですか。

○委員

日常生活自立支援事業を解約して後見制度を利用していく方がいるときに後見人の方にどういった情報を引き継げばいいのかっていうのを書かせていただいたんですけども、理由としては後見人が決まった後もチームで支援に当たっていくってところで、私たち日常生活自立支援事業の専門員の場合は、後見人さんが決まると同時に引き継ぐような形で、チームから抜けるような役割になりますので、後見人の方がどういった情報があれば、スムーズにチームに入っていけるのかっていうところで、今までは私たちの支援内容を引き継いでいたんですけども、他に必要な情報があれば、そういったものも今後引き継げたらなというところで書かせていただきました。

○会長

ありがとうございました。確かに日常生活自立支援事業から後見にちょっとレベルアップというかですね、ステップアップする時に今までの部分を引き継ぐっていうのは、今までと全然変わった管理とか接し方をされてしまうと本人が混乱するっていう観点からの意見だったかなというふうに思います。確かにそれもケースとしては当然ありうるものですし、日常生活自立支援事業との関連性みたいなどころ、昨年度も議論したところだと思いますので、その点についてももう一つ課題として、検

討してもいいかもしれないですね。

日常生活自立支援事業の活用について、後見制度を利用している方で日常生活支援自立支援事業を使うっていうことは、制度上は可能なのかもしれないですけど実際にそういった事例はあったりしますか。

○委員

現契約の中では併用している方はいらっしゃらなくて、日常の契約が契約内容をしっかりご自身で理解できる方っていうのが対象なので、そういう意味で併用っていうところに難しさがあるのかなと思っています。

○会長

ありがとうございました。

○委員

県社協で認めていただいて、私が担当した事例ですけどそれは過去 1 例だけだというふうに聞いております。難しいですね。制度上は問題ないんだろうと思いますけれども、人数的に人材的に大変だというのは、事実上の問題としてあるというふうに思います。

○会長

ありがとうございました。手引きの活用ですとか、意見ございましたら。

○委員

手引きの最後のページの件で、このくくりでいくと、申立手続きの支援というところに入っている多くの団体は、多分一番上の、成年後見制度利用に関する全体的な相談というところに入るのではないかと、或いはその方が誤解は少ないんじゃないかと。その中で、もちろん利用者に情報提供するってことはするんだけど、これを書くと申立手続きをやってもらわないかって期待に繋がりがねないんで。

○会長

そうですね、申し立て手続きのところの相談支援をやってくれるっていうところをやっぱり期待していってしまうところは確かに勘違いするかなっていう気はして。その辺っていうのは区分けですかね。この辺は検討してもいいのかなっていうふうにちょっと思いました。他に皆さんの方で手引きに関してありますでしょうか。裁判所の方でお願いします。

○オブザーバー

形式的なところ 1 点だけですが、裁判所の開所時間は 8 時半から 5 時となっていますが、申立

での受け付け自体は8時45分から行っておりますので、持ち込みになる場合には45分までお待ちいただくことになります。電話は8時半から繋がります。いらっしゃる方には裁判所の手続き案内というのを行っていますので、裁判所に直接お電話いただけるのであればそのご説明も差し上げられます。

手続案内では、まず後見制度についてのDVDをご覧いただいて、ある程度制度を簡単に理解していただいた上で、先ほど委員もおっしゃっていた手引きと申し立ての書式を渡して説明をします。

あとは制度的な注意点などいくつか申し上げたりしておりますので、一般の方でそういった書類作成とか、あとは手続きの支援を受けられない方でも、裁判所で説明は差し上げていますので、もしそういう問い合わせがあった場合にはご案内いただいても結構かなとは思っております。

○会長

ありがとうございました。

○委員

相談窓口のところでも、もしかしたら過去、作る際に検討されたのかもしれないんですけど。上から順に後見制度に関する相談窓口が並びに書いてあって、その下に日常生活自立支援事業に関することってということで、書いていただいているんですけど、ひとまとまりで並びにあると、日常生活自立支援事業っていうものが後見制度の一部のような印象を受けてしまうので、ちょっと離すか、注釈のような形に事業概要を簡単に書いていただけるとわかりやすいのかなというふうに思いました。

○会長

確かにそうですね。これだとひとくくりみたいにされてるので、誤解されやすいかなと意見いただきました。

○委員

申立手続きの支援の部分ですけど、支援っていうと幅が広いじゃないですか。やっぱり我々弁護士や司法書士さんは代理でやるわけですよね。代理というのと、単なるお手伝いとはちょっと違うので、それも含めた言葉で書いているんでしょうね。

だからそこは誤解されるっていうのはあるのかわからないのでちょっと表現は支援の中にもう一つ、枠組みをつけてやったほうがいいのかかわからないですね。その辺はちょっと考えたほうがいいのかというふうに思いました。

事務局の方で例えばここの一覧の窓口で、特にですね、この部分については、改訂という形をお願いできればなというふうには思っております。それぞれの団体に照会をかけてやってもらったりするんですけどか。

○事務局

昨年度作成するときは一度全団体に照会をかけさせていただいて項目も含めて確認をいただいている状況です。今回もある程度枠組みが固まった時点でまた各団体の方には照会をかけさせていただいて、連絡先や開所時間を含めて、ご確認をいただく予定となっております。

今皆様からいただいたご意見でちょっと1点確認なんですけれども、多分いただいた意見からまた枠組みを変えると申し立て手続きの支援に入っている団体の半分以上は多分全体的な相談の方に移る感じになると思うんですけれども、そうすると全体的な相談の窓口がかなり多くなる中で、それが支援者にとってプラスなのかどうかというのはちょっと考える必要があつてですね、確かに窓口が多いほうがいいかとは思いますが、これずっと並んだときに支援者が実際どこを選べばいいのかがいいかというところが、またわからなくなってしまうのかなあという懸念は一つございまして、そのあたりを皆様からもちょっと、さらにご意見いただきたいと思ひます。

○会長

委員の皆さんいかがでしょうか。イメージ的にはそうですね枠組みを少し変えるっていうんすかねっていうところ、やっぱり検討した方がいいのかなっていう気はして、左に今ある枠組みを維持するとちょっとやっぱり、膨らまざるをえなくなってしまうのでそこを市の方としてももう少し絞りたいというところの意見もあると思ひますので、それは項目自体を少し変えるっていう形に検討せざるをえなくなっている気はいたします。

先ほど事務局の話で各団体に紹介をするということですのでその項目も含めて照会を受けた段階で、ご意見とかいただければと思ひますし、ここにいる委員の先生が受けた段階で、その団体の自分のところだけに限らず他の部分についても意見とかをいただければいいのかなというふうには、思ひました。取り急ぎちょっとこの中で話すのはそのぐらいかなと思ひますけど事務局いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。また個別でご意見をお聞かせいただくことあるかと思ひますので、その際ご協力いただけますと幸いです。

○会長

そうしましたら議題としてはここで以上という形になりますがその他というところで事務局何かありますでしょうか。

【4. その他】

○事務局

事務局から1点ご報告をさせていただきます。9月20日に千葉県及び千葉県社会福祉協議会主催の成年後見制度利用促進、地区別意見交換会に参加をして参りました。地域包括ケア推進

課・障害福祉課ともに参加いたしましたので、口頭にてご報告を申し上げます。

当該意見交換会は年 1 回、家庭裁判所の支部ごとに開催されております。本市のほか、流山市・鎌ヶ谷市・野田市・柏市・我孫子市、合わせて 6 市が参加いたしました。アドバイザーとして三師会の先生方にもご参加いただいております。

千葉県からは中核機関体制整備状況の報告があり、令和 5 年 4 月 1 日現在で、千葉県内では 19 の市町が中核機関を設置しておりました。行政直営が 4 市 1 町。社協委託が実施、広域での設置が 1 ヶ所でした。

また家庭裁判所からも行政との相互理解と連携についてお話を賜り、司法機関である裁判所と行政や福祉機関が互いの役割を踏まえて、協力していくことが肝要と再認識いたしました。

今回参加した 6 市では、本市の、流山市・柏市が中核機関設置済み、鎌ヶ谷市・我孫子市・野田市では未設置で庁内調整などを行っているとのことご意見が聞かれました。設置済みの市においては、受任者調整実施の有無など取り組み内容には違いが見られるものの、後見人選任後のチームづくりの重要性についての認識は共通しておりました。

今回の意見交換会での議論や、そこで得られた他市の担当者との繋がりを今後の本市の事業にも活かして参りたいと思っております。以上報告とさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。それでは今日の予定は以上になります。全体通じて、ご意見等が委員の皆様からあれば、お知らせください。大丈夫でしょうか。

そうしましたら最後に家庭裁判所の方から一言いただければと思います。

○オブザーバー

本日も貴重な意見をお聞かせいただきましてどうもありがとうございました。私も 4 月から担当しておりますが 9 月でまた新しく担当者が交代しましたので、また係内での認識の共通を図りまして、今後とも皆様と協力していけるようにと思います。また、先ほどご報告ありました地区別意見交換会の方でも申し上げましたが、裁判所ができることは限られておりまして、皆様のお力がないとなかなかこの制度は成り立っていかないのかなと実感させられているところです。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは事務局の方に司会をお返ししたいと思います。

【4 閉会】

(以上)